

公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 財産管理運用規程

平成25年2月28日施行

平成26年1月30日改正

(一般財団法人を公益財団法人に変更)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人知床自然大学院大学設立財団(以下「この法人」という。)の定款第6条の規定に基づき、この法人の財産の維持管理、運用や処分等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

第2条 代表理事は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、財産管理責任者として業務執行理事に、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、代表理事が別に定める財産管理台帳に基づき、当該財産を管理しなければならない。

3 代表理事は財団管理台帳の様式を必要に応じて変更することができる。その場合、直近の理事会において代表理事はその理由と内容を報告しなければならない。

(財産運用責任者)

第3条 財産の運用責任者は、代表理事とする。

2 代表理事は、理事会の承認を得て業務執行理事または事務局長を財産運用執行責任者として任命することができる。

3 財産運用執行責任者は、善良な管理者の注意をもって財産の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

第2章 財産の維持管理

(維持管理)

第4条 代表理事及び財産管理責任者は、この法人の財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

3 その他の財産が管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる財産である場合には、貸借対照表及び財産目録においては特定資産として計上し、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを、財産管理台帳において明記しなければならない。

(処分等)

第5条 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

第3章 財産の運用基本方針

(基本財産及び特定資産の運用基本方針)

第6条 金融資産である基本財産及び特定資産の運用は、以下の通りとする。

- (1) 基本財産は、資産価値の維持を図ることを旨として安全性を担保し、元本返還が 確実な大口定期預金及び日本国国債、日本政府保証債等による運用を基本とする。
- (2) 特定資産は、公益目的事業に供するものは安全性が高く事業計画に即した機動的な扱いが出来るよう、短期の定期預金等による運用を基本とする。引当性資産はその目的に即した金融商品や運用方法を基本とする。

(その他の財産の運用基本方針)

第7条 金融資産であるその他の財産については、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(理事会への財産運用状況の報告)

第8条 代表理事は、金融資産の運用状況につき、年1回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(財産の運用事務手続)

第9条 第3条第2項に定める財産運用執行責任者は関係金融商品を調査し、業務執行理事との協議を経た後に、関係書類を添付して代表理事の決裁を受けなければならない。

- 2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ事務処理を行われなければならない。
- 3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、財産運用執行責任者は速やかに業務執行理事と協議し、代表理事の決裁を受けて適切な措置を講じなければならない。

(金融資産以外の財産の管理)

第10条 代表理事および業務執行理事は、金融資産以外の基本財産、特定資産、固定資産、その他固定資産について、現況を必要に応じて確認しなければならない。

- 2 前項によって、価値の毀損、滅却などの事由が生じた場合には、代表理事は合理的な見積もりに基づき、減損、除却を行い、その旨を理事会で承認を得なければならない。

第5章 補則

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この法人の財産に関して必要な事項がある場合は、代表理事が別に定める。

(附 則)

- ・ 本規程は、平成25年2月28日から施行する。